

平成 31 年度 (2019 年度)
京都市立芸術大学大学院音楽研究科修士課程入学試験問題
語学 (日本音楽研究専攻・英語)

下の文章を読み、問いに答えよ。

この問題は著作権法上の関係により、出典のみを記載しています。

語釈 instrumentarium: 楽器群 Tokyo palace Music Bureau: 宮内庁雅楽部 Music Study Committee:音楽取調掛

- 1、 著者は、雅楽が長く続いてきた理由を4つあげる。ひとつずつ詳しく説明せよ。

- 2、 雅楽が変化してきた理由として、著者はどのような点を指摘しているか。詳しく説明せよ。

- 3、 2つ目の段落の傍線部（丸括弧で囲まれている文）を訳せ。

- 4、 4段落目の傍線部を訳せ。なお、冒頭の with two exceptions（2つの例外）とは、三味線と尺八の2つをさしている。

- 5、 4段落目後半には、雅楽の楽器「笙と箏」 「琴」 「琵琶」 「笛、太鼓、三之鼓、鉦鼓」が歴史の中でどのように変化していったか簡単に書かれている。それぞれどのように変化していったか、簡単に記せ。

以下の文を読んで設問に答えなさい。

俗曲改良の事

本邦俗曲は古来識者の為に放擲せられ、挙げて之を無学の輩の手に委するより、音楽の本旨に悖り、人事至底の用途に帰し、随て野卑に流れ、其歌曲の成立は今日最も下流の極に達せり。是を以て其弊害勝て言うべからざるものあり。試に其一二を述べんに、俗曲の淫奔猥褻なるは風教の酖毒を為す、是其一也。俗曲の旋律淫風を極むるは、士人の趣味を淫佚に導き、為めに雅正善良なる音楽の振興を妨害する、是其二也。俗の淫邪なるは誘惑の途を開き、徳教の涵養を妨害する、是其三也。外交日新に際し、彼此の文物相融通するの今日に在て、なお此の如き音曲の盛に行わるるは、国家の体面を毀損する、是其四也。然るに俗曲は、今日民間流行の甚だしきものにして、下民の風俗は殆ど茲に根拠するの勢あり。故に人民を猥褻淫行に誘致するは、職として此俗曲の然らしむるところとするも、敢て過言にあらざるべし。即ち今の人情を察するに、父母の困窮にして其子女を学校に送る資力なきも、朝に夕になお此俗曲を勉学せしめざるはなく、また雅正善良なる音楽を聴て心身の修養を正路に要めんよりは、寧ろ淫野の音曲を聞て目前の袂を取らざるはなし。是を以て上流の婦女に在りては、間々口を掩うて演じ、耳を掩うて聴くなきにあらざるも、此曲を学び、此曲を聴かざれば、殆ど世間に齒する能わざるの弊勢を致せり。故に此淫曲にして此勢力を逞する間は、たとい雅正善良なる音楽を興すとも、たとい千百の校舎を連ねるとも、またたとい尽善尽美の教育を布くとも、稍赤手に狂瀾の勢あり。功予め期すべからざるに似たり。（中略）然らば則ち、俗曲は之を処するの方策なしとせんか、曰、否。俗曲は之を改良するの宜きに如くものなかるべし。改良は所謂毒を以て毒を救うの策にして、之を誘導前進せしむるの最良好挙とす。是即、本掛が茲に見るところありて、已に此改良に着手せる所以なり。（中略）

抑々俗曲は上文に反覆する如く、固より淫野を極むるといへども、又皆悉万種徹頭徹尾然るものにあらず。其中婉美のものも少なからず、弊害も多少浅深の度を異にするものあり。即、俗曲中其弊害の至少なるは箏曲とす。箏曲中に於ても、其作愈々古きものは其弊害愈々少なきを見る。是を以て従来着手せるところの改良は、箏曲を以て第一着手と為せり。是即ち箏曲は上流の社会に行わるるの最も広くして、其弊害の最も少なきを以て、其改良の一日も猶予す可らずして、其成果を検するの最も容易なるを以てなり。（中略）第二に着手したるは、長唄改良、是なり。長唄も世に行わるるの盛なるものにして、また多少弊害あるを免れずといへども、俗曲中に於ては、なお採るべきところあるものに似たり。（中略）此改良方法も前述する如く、本掛員其他此道に熟せるものをして材料を検出せしめ、其報告を以て之を定日掛員の評議に付し、以て之を改良選定すること、なお箏曲改良の順序に於けるが如し。此改良は、都て字句文章の改正は勿論なりといへども、其呂律の旋法に於て不正なるところあるは、尽く之を削除し、易うるに純良なる旋法を以てし、特に其出処撰製の由来正しきも

のを取るを定規とせり。凡そ唱謡の主眼とするところは、呂律の旋法雅正にして、心情を養い其詞句理義を離れて、自ら趣味を保ち、文章の語路流暢にして、よく曲調に協和するにあり。故に此俗曲改良の事業は、独り歌詞歌章を改良するに止まらず、数百言の歌詞と数十段落の曲調とをして相協和せしめ、以て一曲を完成するに在り。(中略)

備、従来着手せる俗曲改良の方法は、先ず上述するが如し。因て是より該改良諸曲を実施せんと欲する所以の方法を略述すべし。蓋し本掛改良の俗曲は、呂律の旋法を解剖して之を楽譜に製し、紙上に写して目に視るところと音声に発して耳に聞くとおと、彼此一致に帰する所以の方法を設け、以て之を教授する者の便と、之を学習する者の利とを謀り、天下普通の楽譜法に由て迅速習得の簡法を立てたり。故に相伝相受の速やかなる、また前日白文の歌書に就て演曲を練習するの迂遠徒勞なるの比にあらず。今、従来内撰に係る改良諸曲を以て裁可を仰ぎ、之を印行に付し、斯道適宜の教科書を公行するを得ば、改良諸曲の実施上、駿功を奏すべきは、掛中に於て已に之を試施するの際に徴して、疑を容れざるところなり。由是觀之、一朝此改良歌曲を公行するに至らば、新異を好む人情と、教育の稍と進歩せるより致せる風潮とに相投じて、必ずや此改良歌曲の流行せんこと、預め之を卜知するに足れり。(中略)而して此改良実施大略確定するに及んでは、在来の諸曲にして其害毒最甚しくして、風教の妨をなすものの如きは、嚴令を下して之を禁断するに至るも可なるべし。又歌曲を業とする者の取締法を設け、其事業を監督彈察する良法を制定せば、淫曲は益々其勢力を失い、良曲は愈々普及して、音楽の局面を鞏新するに至ること、亦期して待つべきなり。

注 音楽取調掛のこと。

(山住正己校注『洋楽事始』東洋文庫188より引用、括弧付きルビ、注は出題者の加筆)

問一 以上の文の書名と編著者名を次から選びなさい。(番号にて回答しなさい)

書名 ①『音楽取調成績申報書』 ②『俗曲の由来』 ③『俗楽旋律考』

④『撫箏雅譜集』 ⑤『俗楽問答』

編著者 ① 松平定信(一七五九〜一八二九) ② 伊沢修二(一八五一〜一九一七)

③ 上原六四郎(一八四八〜一九一三) ④ 大槻如電(一八四五〜一九三一)

⑤ 安村検校(?〜一七七九)

問二 「俗曲」にはどのような「弊害」があると記されているか?現代語、箇条書きで説明しなさい。

問三 編著者は箏曲や長唄をどのように評価しているか?

問四 編著者のいう「改良」とは具体的にどうすることか?現代語で説明しなさい。

問五 編著者の目指した「俗曲改良」の、時代性や歴史的意義について、あなたの考えを述べなさい。(字数自由)

平成31年度(2019年度)
京都市立芸術大学大学院音楽研究科修士課程入学試験問題
日本音楽研究専攻 小論文

下記の1、2の設問に答えよ(日本語で解答してください。また、同じ内容を英語で解答してもかまいません。語数は自由です。)

1、「日本の伝統音楽・伝統芸能」をとりまく、現代の状況について説明せよ。そして、伝統音楽・芸能が発展するためには、今後どのようなことがおこなわれるべきか、意見を述べよ。

2. 下の語群中から、自分が研究をすすめたいテーマとかかわりそうな言葉を複数選び出せ。選び出した言葉の意味を定義した上で、自分の研究テーマとのかかわりを述べよ。

演劇、物語、言語、宗教、政治、秘伝、グローバル化、経済活動、マネジメント、社会貢献、美的評価、性別、障がい、コスモロジー、近代化、アーカイブ、著作権、観客、舞台、アイデンティティ、商業活動、楽譜、無形遺産、学校教育、口頭伝承、慣習、稽古、精神性、身体、マスメディア、SNS